

25 高建管第 1212 号  
平成 26 年 3 月 24 日

各 部 局 長  
議 会 事 務 局 長  
公 営 企 業 局 長  
教 育 長 様  
警 察 本 部 長  
監 査 委 員 事 務 局 長

土木部長

建設工事随意契約の事務取扱要領の一部改正について（通知）

建設工事随意契約の事務取扱要領（平成20年3月25日付け19高建管第1131号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正内容は下記のとおりです。

## 記

### 1 概要

入札の不調又は不落への対応として、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は第 9 号の規定により入札の不調若しくは不落の場合又は落札者が契約を締結しない場合に行う随意契約において、最低 10 日間を確保することとしている見積りの手続に要する日数の短縮を可能とすること等の制度見直しとともに、消費税及び地方消費税の税率が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

(1) 随意契約に係る見積業者の参加資格要件について、委託業務に関することを明記することとしました。

(2の(1)関係)

(2) 政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は第 9 号の規定による随意契約の場合において、最低 10 日間を確保することとしている見積りの手続に要する日数の短縮を可能としました。

(5 関係)

(3) 随意契約とした理由は、予定価格が 250 万円を超える建設工事について随意契約理由書により公表することとしていることから、政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により予定価格 250 万円以下の建設工事について随意契約とする場合は、随意契約理由書を作成する必要はないこととしました。

(6 の(1)、別添 1 及び別添 2 関係)

(4) 消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、規定の整理を行うこととしました。

(別添 3 関係)

(5) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

### 3 施行日

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に見積合わせ実施通知を行う随意契約から適用することとします。ただし、改正後の別添 3 の規定は、同日以後に見積合わせを行う随意契約から適用することとします。

# 建設工事随意契約の事務取扱要領

高知県土木部

## 1 随意契約の性質

随意契約とは、競争の方法（一般競争入札又は指名競争入札）によらないで、任意に特定の相手方を選択する契約方法をいう。相手方の提案内容を検討して契約者を決定する、いわゆるプロポーザル方式も随意契約の一種である。

随意契約には、

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に比べて手続が簡単であり、経費負担も少なくてすむ。
- (2) 競争入札によってはそのすべてを満たすことができないような資力、信用、技術、経験等の相手方の能力を熟知したうえで選択できる。  
という長所がある反面、契約の相手方が固定し、契約自体が情実に左右されやすく、運用を誤れば公正な取引の実を失うおそれがある。このため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）では、随意契約ができる場合を限定的に列挙している。（3を参照のこと。）

## 2 建設工事における随意契約の取扱い

建設工事又は設計等建設工事に関わる委託業務（以下「建設工事」という。）における随意契約の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 見積業者は、原則として、工事にあつては対象工事に係る業種について高知県建設工事競争入札参加資格を、委託業務にあつては対象委託業務に係る部門について高知県測量建設コンサルタント等競争入札参加資格を有する者であることとする。
- (2) 高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）第6条の規定により、指名停止中の者とは、原則として随意契約を締結することができない。
- (3) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当する者とは、随意契約を締結することができない。
- (4) 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）では、予定価格250万円以下の請負契約（修繕を含む。）及び100万円以下の設計等委託業務の随意契約を認めているが、建設工事では案件に応じて指名競争入札との併用とする。（ただし、3の(2)以下に該当し入札に付することが適当でない案件については、予定価格と関係なく随意契約とすることができる。）
- (5) 随意契約に使用する見積書は、一般事務部門では消費税込みで見積金額を記載させるが、建設工事における随意契約の見積書では、入札書と同様税抜きで記載させる。

## 3 随意契約ができる場合

- (1) 予定価格250万円以下の請負契約（修繕を含む。）及び100万円以下の設計等委託業務（以下「1号随契」という。）  
政令では上記の額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとされ、高知県契約規則第31条では政令と同額とされている。（政令第167条の2第1項第1号）  
ただし、2(4)のとおり、1号随契ができる予定価格のものであっても、案件に応じて指名競争入札とする。

- (2) 契約の相手方が1者しかないとき（政令第167条の2第1項第2号）  
「契約の相手方が1者しかないとき」とは、当該建設工事の業務執行に特殊な技術を要し、他に当該業務を請け負える者がいない場合をいい、発注機関の恣意的判断でこれに該当するとして活用することは認められない。
- (3) 競争入札に付することが適当でないとき（政令第167条の2第1項第2号）  
「競争入札に付することが適当でないとき」とは、契約内容が競争入札よりプロポーザル方式に適合する場合をいい、単に技術提案を必要とするだけでは該当しない。単に技術提案を要する案件については、総合評価方式（技術提案型、高度技術提案型）又はVE方式によること。
- (4) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、その発注を公にすることが適当でないもの（政令第167条の2第1項第2号）  
いわゆる有事の対応であり、平時には該当しない。
- (5) 緊急応急工事又は緊急委託業務の発注契約（政令第167条の2第1項第5号）  
この取扱いは、緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について（平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知）によること。
- (6) 競争入札に付することが不利なもの（政令第167条の2第1項第6号）  
これに該当するのは、次のとおり。発注機関の恣意的判断でこれに該当するとして活用することは認められない。
- ①現に施工中の業務に直接関連する契約を現に施工中の者以外に履行させることが不利なとき。
- ②一度うち切った業務を同一条件で再開するため他の者と契約することが不利なとき。
- (7) 一般競争入札又は指名競争入札において、入札者又は落札者がいないとき（政令第167条の2第1項第8号）。  
これには、次の場合がある。
- ①一般競争入札において入札者又は落札者がいないことから公告要件の見直しにより更に改めて入札に付し、なお入札者又は落札者がいないとき。
- ②指名競争入札において入札者又は落札者がいないことから指名のやり直しにより更に改めて入札に付し、なお入札者又は落札者がいないとき。
- ③一般競争入札において入札者又は落札者がなく、公告要件の見直しが困難で更に改めては入札に付することができないとき。
- ④指名競争入札において入札者又は落札者がなく、指名のやり直しが困難で更に改めては入札に付することができないとき。
- ここで②又は④の入札者又は落札者がいないという場合の「入札者がいないとき」とは、指名競争入札にあって指名又は入札の辞退によって入札者が1者しかなくなり入札が行われない場合を含む。
- なお、入札のやり直しができず随意契約とする場合は、契約の保証金及び履行期限を除くほか予定価格等の当初の入札において定めた条件を変更することができない（予定価格調書は、入札時のものをそのまま使用する。）。
- (8) 落札者が契約を締結せず、他に落札者となるべき者がいないとき（政令第167条の2第1項第9号）  
この場合の随意契約では、履行期限を除くほか当初の入札において定めた条件を変更することができず、契約金額は落札金額の範囲内としなければならない（予定価格が見積合わせの上限額ではないことに注意。）。

#### 4 随意契約における予定価格調書の取扱い

建設工事の競争入札における予定価格は事前公表の取扱いとなっている。

これに対して、建設工事でも**随意契約を行う場合には予定価格は事後公表の取扱いであって、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度も適用がなく、調査基準価格又は最低制限価格を設定することはできないことに注意。**ただし、例外的に調査基準価格又は最低制限価格の設定が行われている場合がある。(8(3)、(4)を参照のこと。)

## 5 手続に要する日数

指名競争入札の場合に準じる。施行伺、見積業者選定伺の決裁後相手方への見積合わせ実施通知を行うが、通知日と見積合わせ執行期日の間は、政令第167条の2第1項第1号、第8号又は第9号の規定による場合を除いて、最低10日間を確保すること。

## 6 見積業者選定方法

- (1) 随意契約施行の施行伺と併せて1者を原則として随意契約の見積業者選定伺(別添1)に随意契約理由書(別添2)を添付して決裁を受ける。随意契約とする理由は、施行伺と随意契約理由書では同一となる(随意契約理由書は、随意契約理由の公表のために必要なものであり、1号随契の場合は作成を要しない。)が、政令の該当条項だけでなく、競争入札によらず随意契約とした理由、見積合わせの相手方を選定した理由を具体的に記載しなければならない。この段階の随意契約理由書には、契約年月日、契約金額は未記入である。

また、見積合わせ実施通知(別添1添付(案)の1)の決裁を併せて受け、決裁後に通知する。

- (2) 2者以上との見積合わせが必要な場合には、指名競争入札における指名業者選定の考え方に準じて当該見積業者を選定する。
- (3) 入札者又は落札者がいない場合(政令第167条の2第1項第8号)は、次の者と見積合わせを行う。

①入札参加者(入札参加申請者)が1者しかなく入札中止となったときは、当該入札参加者(入札参加申請者)

②入札(再度入札又は更改入札を含む。)は行われたが落札者が得られなかったときは、当該入札を通じて、最低制限価格又は調査基準価格を下回り失格となった者を除き最低価格の入札を行った者(総合評価方式においては評価値が最高となった者)

③入札参加者(入札参加申請者)が1者もなく入札中止となったときは、当該建設工事を請け負えると考えられる1者

契約の方法が競争入札から随意契約に変更となることから、施行伺は改めてしなければならない。見積業者選定伺(別添1)を行い、入札が行われなかった場合は別添1添付(案)の2、落札者が得られなかった場合には別添1添付(案)の3でそれぞれ通知する。

なお、②では1者が原則だが、同額(総合評価方式では評価値が同点)が2者以上の場合は全員を対象とする。任意に該当者数未満にしてはならない。

- (4) 落札者が契約締結を行わないため例外的に随意契約とする場合(政令第167条の2第1項第9号)には、随意契約の施行伺を改めて行うとともに、見積業者選定伺(別添1)を行い、別添1添付(案)の4で通知する。見積合わせの相手方は、当該入札で落札者に次いで最低の価格を入札した(総合評価方式においては落札者に次いで評価値が高かった)者である。詳細は、建設工事競争入札事務の手引(平成22年3月31日付け21高建管第1274号土木部長通知)の(参考)「契約辞退・落札決定取消の取扱いについて」を参照のこと。

## 7 設計書等の送付

一般競争入札又は指名競争入札とは異なり、随意契約の見積合わせでは金抜設計書及び図面の閲覧は行わせない。見積合わせ実施通知と併せて閲覧用の設計書等を相手方に送付する。(数量的に多い場合には、CD-ROMに写して同封する。)ただし、6(3)及び(4)は入札不調に伴う見積合わせであり、既に相手方が設計書等を確認している場合には、金抜設計書、図面の送付は必要ない。

また、見積合わせ実施通知には、設計書等のほか見積書(別添3)を添付する。

## 8 見積合わせの執行

見積合わせは、担当者(1、2名)、立会人(補佐(次長)又は担当班長)で行う。担当者は予定価格調書及び見積書の確認を行い、立会人はその再確認を行うとともに、見積合わせが適正に行われているかを確認し、その執行事務全般を総括する。見積合わせは、一つの机に対面して行うのが原則である。

### (1) 1者との見積合わせの場合

- ① 建設工事競争入札事務の手引での取扱いに沿って予定価格調書を開封、予定価格等の確認を行い、問題がなければ見積合わせを開始する。
- ② 見積者が代理人である場合には、建設工事競争入札事務の手引での取扱いに沿って委任状を確認する。
- ③ 見積書を提出させ、予定価格と同額以下の見積金額である場合には、決定を宣言する。**建設工事の見積合わせにおける見積書記載の見積金額は、税抜き価格でなければならないことに注意。**

決定に至るまでは、何度でも見積合わせを行って差し支えない。(競争入札とは異なり、3回までしか行えないという制限はない。)

当日の見積合わせが不成立の場合には、見積合わせの相手方が見積辞退しない限りは、日を改め繰り返し見積合わせを行って差し支えない。次回見積合わせ実施日はその場で協議して決定すればよく、改めて通知を行う必要はない。

なお、随意契約では建設工事であっても予定価格の事前公表は行わないことに注意。したがって、見積合わせ中には予定価格調書が見積者に見えないよう、細心の注意を払わなければならない。

- ④ 決定となり、見積合わせが成立したら、口頭で予定価格を公表する。(随意契約では、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用はないことに注意。)
- ⑤ 契約関係書類を事前に準備しておき、契約締結事務に移る。

### (2) 2者以上との見積合わせの場合

(1)に規定することのほか、次の点に注意する。

- ① 担当者、立会人の机から離して机を設置し(その場で見積書を作成することが想定され、机を省き椅子だけとするのは不適切)、1者ずつ呼んで見積書を提出させる。
- ② 見積書を確認し、予定価格と同額以下で見積金額の低い方を決定する。
- ③ 見積者同士が、見積合わせ中協議したりすることがないように注意する。

### (3) 入札者又は落札者が不在の場合(政令第167条の2第1項第8号)

次の点に注意する。

- ① 入札不調に伴うこの見積合わせでは、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適用があり**、予定価格が事前公表の場合は、既に公表済みであることに注意。

したがって、予定価格調書も封印されておらず(入札時に開封、内容確認が行われている)、予定価格調書確認は省略して直ちに見積合わせに移る。

なお、政令第 167 条の 2 第 2 項の規定により、この見積合わせでは入札時の予定価格調書を変更することはできない。

- ② 見積金額が予定価格以下で、かつ最低制限価格制度適用時には最低制限価格以上の価格であった場合には、決定を宣言する。

低入札価格調査制度適用の場合に、見積金額が予定価格以下、調査基準価格以上である場合には直ちに決定を宣言し、見積金額が調査基準価格を下回る場合には、決定を保留し低入札価格調査に移る。ここで、調査基準価格を下回った見積者は、建設工事競争入札心得（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 高建管第 808 号土木部長通知）第 13 条第 2 項の規定を準用し、指示された日までに当該見積に係る工事費内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない場合（工事費内訳書と見積書記載の工事名又は工事番号が異なる、工事費内訳書記載の合計金額と見積金額が一致しない等により、当該見積案件のものと特定できない場合（軽微な誤りである場合は除く。）を含む。）は、その者は失格とする。

なお、入札が総合評価方式の場合でも、随意契約では見積金額により決定の判断を行う。これは、見積合わせの対象者選定時に総合評価における評価値の最も高い者を選定しており、後は見積価格が当初入札における予定価格を下回ることが判断基準となるためである。

- ③ 決定又は決定保留（低入札価格調査制度適用の場合）時には、「予定価格は、公表済みのおり（事前公表の場合）、最低制限価格（調査基準価格）は〇〇〇〇円でした。」と併せて宣言する。

ここで、予定価格調書は入札時のものが流用されているため開封済みであり、予定価格が事前公表の場合は公表済みなのに対して、事後公表の最低制限価格（調査基準価格）は落札決定がない以上入札時の公表は行われておらず、この時に初めて公表されるものであることに注意。

- (4) 落札者が契約締結を行わない場合（政令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号）

(3)のほか、ここでの決定上限額は、政令第 167 条の 2 第 3 項の規定により、**予定価格ではなく当該入札の当初の落札者の入札価格であることに注意。**

## 9 見積記録の公表

見積合わせ成立後には、直ちに見積記録（別添 4）を作成して閲覧に供するとともに、予定価格 250 万円を超える建設工事については、併せて随意契約理由書（別添 2。この時点では契約年月日、契約金額を記入のこと。）を閲覧させる。

## 10 随意契約の特例

- (1) プロポーザル方式

複数の相手方の提案（**建設工事では金額の見積は除く。**）を比較検討し、最も適当と判断される 1 者を選定して見積合わせを行う随意契約。提案の相手方の選択方法としては、公募式と指名式がある。公募式は一般競争入札と同様に、一定の参加資格要件を定めて公告を行い幅広く提案の相手方を求める方法。指名式は、指名競争入札と同様あらかじめ提案を求める相手方を特定して指名行為により参加させる方法。建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針（平成 19 年 3 月 23 日付け 18 高建管第 872 号副知事通達）において一般競争入札とされている請負対象金額（税込）又は委託対象金額（税込）以上の案件については、公募式とすること。

プロポーザル方式を行うに当たっては、次の点を十分検討する。

- ①競争入札には適さず、プロポーザル方式が適当である理由

②評価基準と評価方法の妥当性

③評価結果（見積合わせの相手方の選定結果）の妥当性

①では、どのような提案を求めるかがポイントであり、一般的に工事の発注はプロポーザル方式には馴染まず、設計等委託業務においてのみ妥当性を有する。

②では、どこがどのように評価していくかがポイントであり、審査（業者選定）委員会的な機関によって判断される必要があるが、発注機関のみ人間でこれを行うことは客観的判断とは受け止められない場合が多い。学識経験者等、外部の第三者を加える必要がある。

③は、どのような経過でどのように見積合わせの相手方の選定が行われるかの問題で、②と同様審査（業者選定）委員会での判断が問われることになる。

プロポーザル方式は見積合わせの相手方を特定する（1者にする）ための方式であり、実際の見積合わせの執行は6及び8によること。また、「プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの策定について（通知）」（平成18年高業改第151号総務部長・出納局長通知）及び総務部業務改革推進室策定の「プロポーザル方式の実施に関するガイドラインのQ&A」を参照のこと。

## (2) 緊急発注

風水害震災等に対応するための建設工事については、競争入札によって契約の相手方を決定するいとまがないことから、随意契約により行う。

具体的には、見積合わせ自体も省略して緊急工事（緊急委託業務）発注依頼書により発注する極めて例外的な取扱いであり、「緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について」通知によらなければならないが、安易な活用は許されないことに注意。

## (3) WTO政府調達協定対象の発注における随意契約

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）第10条に随意契約ができる場合が規定されている。

## 11 施行期日

この要領は、平成20年4月1日以降に行う随意契約から適用する。

この要領は、平成20年4月10日から施行する。

この要領は、平成20年5月28日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日以降に行う随意契約から適用する。

この要領は、平成22年4月1日以降に行う随意契約から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に行う随意契約から適用する。ただし、改正後の要領の規定中「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に係る部分は、契約締結日が平成23年4月1日以後であって、同日以前に見積合わせ実施通知を行う随意契約から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、工事費内訳書に係る部分は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に見積合わせ実施通知を行う随意契約から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に見積合わせ実施通知を行う随意契約から適用する。ただし、改正後の別添3の規定は、同日以後に見積合わせを行う随意契約から適用する。



## 随意契約の見積業者選定伺

平成 年 月 日

※ 決裁欄					
工事（業務）番号					
工事（業務）名					
工事（業務）場所					
業務日数又は完成期限					
見積年月日	平成 年 月 日	請負(委託)対象金額(税込)	円		
見積場所		見積時刻	時 分		

上記工事（業務）については、別添随意契約理由書のとおり次の見積業者との随意契約を行うこととしてよろしいか。決裁後は、次（案）施行してよろしいか。

NO	見積業者名	所在地	摘要
1			
2			
3			
4			
5			

注：随意契約理由書（別添2）を添付し、併せて決裁を受けること。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の場合は、随意契約理由書を作成する必要はないこと。

本書は、通常の伺添付用である。

第 号  
年 月 日

(見積業者名) 様

知事名

随意契約見積合わせの実施について

下記のとおり随意契約見積合わせを行いますので、別添見積書提出によりご参加ください。見積合わせを代理人による場合には、権限を委任した旨を明記した委任状を見積書提出前に担当者に提出してください。

なお、お手数ですが、折り返し別添FAX通知により本通知受取及び見積合わせ参加意向の有無をお知らせください。本見積合わせ不参加の場合にあっても、今後県との取引上不利を受けることはありません。

記

- 1 実施機関  
高知県〇〇土木事務所総務課総務班  
〇〇市〇〇×丁目××-×  
電話×××-×××-××××
- 2 日時及び場所  
平成 年 月 日 ( ) 時 分  
高知県〇〇土木事務所〇〇室
- 3 事業概要  
〇〇〇〇工事 ( 第 号)  
トンネル工 〇〇メートル  
掘削工 〇〇立法メートル  
舗装工 〇〇平方メートル
- 4 同封書類  
(1)提出用見積書  
(2)金抜設計書  
(3)図面

別添1添付(案)の2

本書は、入札が実施されなかった場合(6の(3))の伺添付用である。

第 号  
年 月 日

(見積業者名) 様

知事名

随意契約見積合わせの実施について

下記のとおり随意契約見積合わせを行いますので、別添見積書提出によりご参加ください。見積合わせを代理人による場合には、権限を委任した旨を明記した委任状を見積書提出前に担当者に提出してください。

本見積合わせは入札不成立によるものであり、その予定価格は、地方自治法施行令第167条の2第2項の規定により、公表済みの〇〇〇〇円として行われますので、あらかじめ申し添えます。

なお、お手数ですが、折り返し別添FAX通知により本通知受取及び見積合わせ参加意向の有無をお知らせください。本見積合わせ不参加の場合にあっても、今後県との取引上不利を受けることはありません。

記

- 1 実施機関  
高知県〇〇土木事務所総務課総務班  
〇〇市〇〇×丁目××-×  
電話×××-×××-××××
- 2 日時及び場所  
平成 年 月 日 ( ) 時 分  
高知県〇〇土木事務所〇〇室
- 3 事業概要  
〇〇〇〇工事 ( 第 号)  
トンネル工 〇〇メートル  
掘削工 〇〇立法メートル  
舗装工 〇〇平方メートル
- 4 同封書類  
(1)提出用見積書  
(2)金抜設計書  
(3)図面  
(4)工事費内訳書※

注：※は低入札価格調査制度適用の場合に記載、同封する。

本書は、落札者が得られなかった場合(6の(3))の伺添付用である。

第 号  
年 月 日

(見積業者名) 様

知事名

随意契約見積合わせの実施について

下記のとおり随意契約見積合わせを行いますので、別添見積書提出によりご参加ください。見積合わせを代理人による場合には、権限を委任した旨を明記した委任状を見積書提出前に担当者に提出してください。

本見積合わせは入札不調によるものであり、その予定価格は、地方自治法施行令第167条の2第2項の規定により、公表済みの〇〇〇〇円として行われますので、あらかじめ申し添えます。

なお、お手数ですが、折り返し別添FAX通知により本通知受取及び見積合わせ参加意向の有無をお知らせください。本見積合わせ不参加の場合にあっても、今後県との取引上不利を受けることはありません。

記

- 1 実施機関  
高知県〇〇土木事務所総務課総務班  
〇〇市〇〇×丁目××-×  
電話×××-×××-××××
- 2 日時及び場所  
平成 年 月 日 ( ) 時 分  
高知県〇〇土木事務所〇〇室
- 3 事業概要  
〇〇〇〇工事 ( 第 号)  
トンネル工 〇〇メートル  
掘削工 〇〇立法メートル  
舗装工 〇〇平方メートル
- 4 同封書類  
提出用見積書  
工事費内訳書※

注：※は低入札価格調査制度適用の場合に記載、同封する。

本書は、落札者が契約締結しなかった場合（6の（4））の伺添付用である。

第 号  
年 月 日

（見積業者名） 様

知事名

随意契約見積合わせの実施について

下記のとおり随意契約見積合わせを行いますので、別添見積書提出によりご参加ください。見積合わせを代理人による場合には、権限を委任した旨を明記した委任状を見積書提出前に担当者に提出してください。

本見積合わせは落札者が契約を締結しないことによるものであり、その予定価格は、地方自治法施行令第167条の2第3項の規定により、落札決定金額と同額の〇〇〇〇円（最低制限価格〇〇〇〇円）として行われますので、あらかじめ申し添えます。

なお、お手数ですが、折り返し別添FAX通知により本通知受取及び見積合わせ参加意向の有無をお知らせください。本見積合わせ不参加の場合にあっても、今後県との取引上不利を受けることはありません。

記

- 1 実施機関  
高知県〇〇土木事務所総務課総務班  
〇〇市〇〇×丁目××-×  
電話×××-×××-××××
- 2 日時及び場所  
平成 年 月 日 ( ) 時 分  
高知県〇〇土木事務所〇〇室
- 3 事業概要  
〇〇〇〇工事 ( 第 号)  
トンネル工 〇〇メートル  
掘削工 〇〇立法メートル  
舗装工 〇〇平方メートル
- 4 同封書類  
提出用見積書  
工事費内訳書※

注：※は低入札価格調査制度適用の場合に記載、同封する。

## F A X 通 知

お願い：(参加・不参加)のいずれかに○を記入し、業者名を記入して、本書を平成 年 月 日 ( ) までに×××-×××-×××へ送信ください。

高知県〇〇土木事務所総務課総務班 あて

平成 年 月 日付け 第 号による随意契約見積合わせ実施通知を受領しました。

通知された見積合わせには(参加・不参加)します。

平成 年 月 日

(見積業者名)

注： 見積業者記名欄を除き、あらかじめ記入して送付すること。

随意契約理由書			
工事名及び工事番号			
工事場所			
工事概要			
請負対象金額	円（税込）		
契約年月日		契約金額	円（税込）
契約の相手方の商号・住所			
随意契約とする理由			
根拠規定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号		

- 注：1 委託業務にあつては様式中の「工事」は「業務」と、「請負対象金額」は「委託対象金額」とする。
- 2 「随意契約とする理由」は、随意契約としなければならない理由、相手方選定理由を具体的に記載する。
- 3 「根拠規定」は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の何号に該当するかを記載する。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約の場合には、この様式を作成する必要はない。

平成 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

印

## 見 積 書

下記のとおり見積もります。

(単位：円)

金 額											
(工事番号)	( 第 号 )										
工事名											

備考1 法人の場合にあっては、住所及び氏名は、住所地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。

3 見積金額の数字の頭には¥を冠し、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

注：委託業務にあっては、「工事」を「業務」と改めて見積業者に送付すること。





建設工事随意契約の事務取扱要領新旧対照表

新	旧
<p>2 建設工事における随意契約の取扱い 建設工事又は設計等建設工事に関わる委託業務（以下「建設工事」という。）における随意契約の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 見積業者は、<u>原則として、工事にあつては対象工事に係る業種について高知県建設工事競争入札参加資格を、委託業務にあつては対象委託業務に係る部門について高知県測量建設コンサルタント等競争入札参加資格を有する者であることとする。</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>3 随意契約ができる場合 (1)～(7) 省略</p> <p>(8) 落札者が契約を締結せず、他に落札者となるべき者がいないとき（政令第167条の2第1項第9号） この場合の随意契約では、<u>履行期限を除くほか当初の入札において定めた条件を変更することができず、契約金額は落札金額の範囲内としなければならない（予定価格が見積合わせの上限額ではないことに注意。）。</u></p> <p>5 手続に要する日数 指名競争入札の場合に準じる。施行伺、見積業者選定伺の決裁後相手方へ見積合わせ実施通知を行うが、通知日と見積合わせ執行期日の間は、<u>政令第167条の2第1項第1号、第8号又は第9号の規定による場合を除いて、最低10日間を確保すること。</u></p> <p>6 見積業者選定方法 (1) 随意契約施行の施行伺と併せて1者を原則として随意契約の見積業者選定伺（別添1）に随意契約理由書（別添2）を添付して決裁を受ける。随意契約とする理由は、施行伺と随意契約理由書では同一となる（随意契約理由書は、随意契約理由の公表のために<u>必要</u>なものであり、1号随契の場合は作成を要しない。）が、政令の該当条項だけでなく、競争入札によらず随意契約とした理由、見積合わせの相手方を選定した理由を具体的に記</p>	<p>2 建設工事における随意契約の取扱い 建設工事又は設計等建設工事に関わる委託業務（以下「建設工事」という。）における随意契約の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 見積業者は、<u>対象建設工事に対する業種について、高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であることとする。</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>3 随意契約ができる場合 (1)～(7) 省略</p> <p>(8) 落札者が契約を締結せず、他に落札者となるべき者がいないとき（政令第167条の2第1項第9号） この場合の随意契約では、<u>契約の保証金及び履行期限を除くほか当初の入札において定めた条件を変更することができず、契約金額は落札金額の範囲内としなければならない（予定価格が見積合わせの上限額ではないことに注意。）。</u></p> <p>5 手続に要する日数 指名競争入札の場合に準じる。施行伺、見積業者選定伺の決裁後相手方へ見積合わせ実施通知を行うが、通知日と見積合わせ執行期日の間は、<u>1号随契の場合を除いて、最低10日間を確保すること。</u></p> <p>6 見積業者選定方法 (1) 随意契約施行の施行伺と併せて1者を原則として随意契約の見積業者選定伺（別添1）に随意契約理由書（別添2）を添付して決裁を受ける。随意契約とする理由は、施行伺と随意契約理由書では同一となる（随意契約理由書は、随意契約理由の公表のために<u>必要</u>なもの）が、政令の該当条項だけでなく、競争入札によらず随意契約とした理由、見積合わせの相手方を選定した理由を具体的に記載しなければならない。この段階の随意契約</p>

<p>載しなければならない。この段階の随意契約理由書には、契約年月日、契約金額は未記入である。</p> <p>また、見積合わせ実施通知（別添1添付(案)の1）の決裁を併せて受け、決裁後に通知する。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 入札者又は落札者がいない場合（政令第167条の2第1項第8号）は、次の者と見積合わせを行う。</p> <p>①入札参加者（入札参加申請者）が1者しかなく入札中止となったときは、当該入札参加者（入札参加申請者）</p> <p>②入札（再度入札又は更改入札を含む。）は行われたが落札者が得られなかったときは、当該入札を通じて、<u>最低制限価格又は調査基準価格を下回り失格となった者を除き最低価格の入札を行った者（総合評価方式においては評価値が最高となった者）</u></p> <p>③入札参加者（入札参加申請者）が1者もなく入札中止となったときは、当該建設工事を請け負えると考えられる1者</p> <p>契約の方法が競争入札から随意契約に変更となることから、施行伺は改めてしなければならない。見積業者選定伺（別添1）を行い、入札が行われなかった場合は別添1添付(案)の2、落札者が得られなかった場合には別添1添付(案)の3でそれぞれ通知する。</p> <p>なお、②では1者が原則だが、同額(総合評価方式では評価値が同点)が2者以上の場合は全員を対象とする。任意に該当事数未満にしてはならない。</p> <p>(4) 省略</p> <p>8 見積合わせの執行</p> <p>見積合わせは、担当者（1、2名）、立会人（補佐(次長)又は担当班長）で行う。担当者は予定価格調書及び見積書の確認を行い、立会人はその再確認を行うとともに、見積合わせが適正に行われているかを確認し、その執行事務全般を総括する。見積合わせは、一つの机に直面して行うのが原則である。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>理由書には、契約年月日、契約金額は未記入である。</p> <p>また、見積合わせ実施通知（別添1添付(案)の1）の決裁を併せて受け、決裁後に通知する。</p> <p>なお、1号随契では、<u>随意契約理由書の随意契約理由は「高知県契約規則第31条に定めた契約金額の小額を理由とする随意契約に該当するため。」とすることにより、見積合わせ相手方の選定理由は特に必要ない。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 入札者又は落札者がいない場合（政令第167条の2第1項第8号）は、次の者と見積合わせを行う。</p> <p>①入札参加者（入札参加申請者）が1者しかなく入札中止となったときは、当該入札参加者（入札参加申請者）</p> <p>②入札（再度入札又は更改入札を含む。）は行われたが落札者が得られなかったときは、当該入札を通じて<u>最低価格の入札を行った（総合評価方式においては評価値が最高となった）者</u></p> <p>③入札参加者（入札参加申請者）が1者もなく入札中止となったときは、当該建設工事を請け負えると考えられる1者</p> <p>契約の方法が競争入札から随意契約に変更となることから、施行伺は改めてなければならない。見積業者選定伺（別添1）を行い、入札が行われなかった場合は別添1添付(案)の2、落札者が得られなかった場合には別添1添付(案)の3でそれぞれ通知する。</p> <p>なお、②では1者が原則だが、同額(総合評価方式では評価値が同点)が2者以上の場合は全員を対象とする。任意に該当事数未満にしてはならない。</p> <p>(4) 省略</p> <p>8 見積合わせの執行</p> <p>見積合わせは、担当者（1、2名）、立会人（補佐(次長)又は担当班長）で行う。担当者は予定価格調書及び見積書の確認を行い、立会人はその再確認を行うとともに、見積合わせが適正に行われているかを確認し、その執行事務全般を総括する。見積合わせは、一つの机に直面して行うのが原則である。</p> <p>(1) 省略</p>
--	---

<p>(2) 2者以上との見積合わせの場合</p> <p><u>(1)に規定することのほか、次の点に注意する。</u></p> <p>①担当者、立会人の机から離して机を設置し(その場で見積書を作成することが想定され、机を省き椅子だけとするのは不適切)、1者ずつ呼んで見積書を提出させる。</p> <p>②見積書を確認し、予定価格と同額以下で見積金額の低い方を決定する。</p> <p>③見積者同士が、見積合わせ中協議したりすることがないように注意する。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>11 施行期日</p> <p>この要領は、平成20年4月1日以降に行う随意契約から適用する。</p> <p>この要領は、平成20年4月10日から施行する。</p> <p>この要領は、平成20年5月28日から施行する。</p> <p>この要領は、平成21年4月1日以降に行う随意契約から適用する。</p> <p>この要領は、平成22年4月1日以降に行う随意契約から適用する。</p> <p>この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に行う随意契約から適用する。</p> <p>ただし、改正後の要領の規定中「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に係る部分は、契約締結日が平成23年4月1日以後であって、同日前に見積合わせ実施通知を行う随意契約から適用する。</p> <p>この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、工事費内訳書に係る部分は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に見積合わせ実施通知を行う随意契約から適用する。</p> <p><u>この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に見積合わせ実施通知を行う随意契約から適用する。ただし、改正後の別添3の規定は、同日以後に見積合わせを行う随意契約から適用する。</u></p>	<p>(2) 2者以上との見積合わせの場合</p> <p><u>次の点に注意する。</u></p> <p>①担当者、立会人の机から離して机を設置し(その場で見積書を作成することが想定され、机を省き椅子だけとするのは不適切)、1者ずつ呼んで見積書を提出させる。</p> <p>②見積書を確認し、予定価格と同額以下で見積金額の低い方を決定する。</p> <p>③見積者同士が、見積合わせ中協議したりすることがないように注意する。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>11 施行期日</p> <p>この要領は、平成20年4月1日以降に行う随意契約から適用する。</p> <p>この要領は、平成20年4月10日から施行する。</p> <p>この要領は、平成20年5月28日から施行する。</p> <p>この要領は、平成21年4月1日以降に行う随意契約から適用する。</p> <p>この要領は、平成22年4月1日以降に行う随意契約から適用する。</p> <p>この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に行う随意契約から適用する。</p> <p>ただし、改正後の要領の規定中「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に係る部分は、契約締結日が平成23年4月1日以後であって、同日前に見積合わせ実施通知を行う随意契約から適用する。</p> <p>この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、工事費内訳書に係る部分は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に見積合わせ実施通知を行う随意契約から適用する。</p>
---	---

別添1

随意契約の見積業者選定伺

平成 年 月 日

省略

上記工事（業務）については、別添随意契約理由書のとおり次の見積業者との随意契約を行うこととしてよろしいか。決裁後は、次（案）施行してよろしいか。

省略

注：随意契約理由書（別添2）を添付し、併せて決裁を受けること。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の場合は、随意契約理由書を作成する必要はないこと。

別添2

随意契約理由書

省略

根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
------	-----------------------

注：1 委託業務にあつては様式中の「工事」は「業務」と、「請負対象金額」は「委託対象金額」とする。

2 「随意契約とする理由」は、随意契約としなければならない理由、相手方選定理由を具体的に記載する。

3 「根拠規定」は、地方自治法施行令第167条の2第1項の何号に該当するかを記載する。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の場合には、この様式を作成する必要はない。

別添1

随意契約の見積業者選定伺

平成 年 月 日

省略

上記工事（業務）については、別添契約理由書のとおり次の見積業者との随意契約を行うこととしてよろしいか。決裁後は、次（案）施行してよろしいか。

省略

注：随意契約理由書（別添2）を添付し、併せて決裁を受けること。

別添2

随意契約理由書

省略

根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項.....号
------	--------------------------

注：1 委託業務にあつては様式中の「工事」は「業務」と、「請負対象金額」は「委託対象金額」とする。

2 「随意契約とする理由」は、随意契約としなければならない理由、相手方選定理由を具体的に記載する。...(1号随契の場合を除く。)

3 「根拠規定」は、政令第167条の2第1項の何号に該当するかを記載する。

<p style="text-align: right;">別添3 平成 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">見 積 書</p> <p>下記のとおり見積もります。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>備考1 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、住所地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。 2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。 3 見積金額の数字の頭には¥を冠し、契約希望金額の<u>108分の100</u>に相当する金額を記載すること。</p> <p>注：委託業務にあつては、「工事」を「業務」と改めて見積業者に送付すること。</p>	<p style="text-align: right;">別添3 平成 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">見 積 書</p> <p>下記のとおり見積もります。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>備考1 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、住所地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。 2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。 3 見積金額の数字の頭には¥を冠し、契約希望金額の<u>105分の100</u>に相当する金額を記載すること。</p> <p>注：委託業務にあつては、「工事」を「業務」と改めて見積業者に送付すること。</p>
---	---